

Advanced Postdoctoral Fellowships of the Japan Diabetes Society

（日本糖尿病学会 特別研究員）

遵守事項および諸手続きの手引

2023 年 11 月 10 日 制定

2024 年 6 月 10 日 改定

2026 年 7 月 27 日 改定

2024 年 6 月 10 日	Ⅱ -1.変更
”	Ⅲ -1.変更
”	Ⅲ -3.変更
2026 年 7 月 27 日	Ⅰ -2.変更
”	Ⅰ -5.変更
”	Ⅱ -1.変更
”	Ⅲ -7.変更

目次

I	日本糖尿病学会 特別研究員の趣旨と遵守事項	4
I - 1.	本制度の趣旨	4
I - 2.	遵守事項	4
I - 3.	特別研究員の制限	4
I - 4.	特別研究員の身分	5
I - 5.	特別研究員の義務	5
I - 6.	所属機関の義務	6
I - 7.	研究活動における不正行為	6
I - 8.	研究奨励金の使途	7
I - 9.	資格の喪失による支援期間の終了	7
II	研究奨励金の交付	8
II - 1.	研究奨励金	8
III	採択後の諸手続	9
III - 1.	本学会との契約手続きについて	9
III - 2.	研究奨励金の振込に関する書類の提出について	9
III - 3.	各種変更手続きについて	9
III - 4.	支援期間中の海外留学について	10
III - 5.	中途辞退について	10
III - 6.	報酬の受給について	10
III - 7.	年次学術集会での研究成果報告および研究成果報告書の提出について	10
IV	その他	11
IV - 1.	手引きの改正について	11
IV - 2.	各種様式について	11
IV - 3.	研究期間終了後の調査への協力義務について	11
IV - 4.	本事業に関する連絡先	11

I 日本糖尿病学会 特別研究員の趣旨と遵守事項

I-1. 本制度の趣旨

我が国における糖尿病研究の発展と若手研究者の育成を目的とし、優れた若手研究者に研究に専念する機会を与えるため、本学会が平成 22 年に発表した 5 年間のアクションプラン「DREAMS」のひとつである「2. 研究の推進と人材の育成 (Research to Cure)」の一環として制定するものです。

糖尿病研究分野の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できる者、および研究を継続したい強い意志があり、将来日本の糖尿病研究に大きく貢献することが期待できる学会員への支援を行います。

I-2. 遵守事項

「日本糖尿病学会 特別研究員 (Advanced Postdoctoral Fellowships of the Japan Diabetes Society)」(以下、「特別研究員」という)は、次に掲げる事項を遵守する必要があります。

- 1) 本特別研究員の行う研究は、医学系研究倫理指針の統合と新倫理指針の施行についてなどを参照し、現行の倫理指針を遵守すること
- 2) 原則として平日週 3 日以上研究に専念すること
- 3) 研究期間終了後、原則として直近に開催される日本糖尿病学会年次学術集会で発表するとともに、文書で報告すること
- 4) 特別研究員の義務を遂行すること
- 5) 特別研究員の採択後の諸手続きを行うこと
- 6) 研究上の不正行為を行わないこと
- 7) 研究費の不正使用をおこなわないこと
- 8) 留学や産休・育休等のやむをえない事情につき、研究期間中の研究遂行に支障を来す際には、すみやかに本学会事務局へその旨を申告すること
- 9) その他、法令等および公序良俗に反する行為や、本学会の名誉または信用を毀損するような行為を行わないこと

I-3. 特別研究員の制限

- 1) 特別研究員は、日本学術振興会の特別研究員等の他の支援を同時に受給することはありません
- 2) 本学会の若手研究助成金の受賞者ならびに若手研究奨励賞の受賞者が、特別研究員となることは可能とします
- 3) 科学研究費、その他の研究助成金など、研究費の取得には制限はありません

4) 学会出席のためのトラベルグラントへの申請も制限はありません

Ⅰ_4. 特別研究員の身分

- 1) 特別研究員は、その採択期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。但し、以下の①②に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。

① 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと

② 報酬を受給するために必要な身分を持つこと

- 2) 特別研究員と本学会との間には雇用関係がありませんので、以下について各自で対応してください。また、研究奨励金の交付パターンによって対応が異なりますのでご注意ください。

① 社会保険・年金

<交付パターン A>

所属機関にご照会ください。

<交付パターン B>

本学会では特別研究員の健康保険等社会保険の加入ができません。いずれの施設とも雇用契約がない場合、各自で国民健康保険・国民年金保険等に参加する手続きを行ってください。手続等については、居住する市区町村に問い合わせてください。

② 税の納付

<交付パターン A>

所属機関にご照会ください。

<交付パターン B>

いずれの施設とも雇用契約がない場合、最寄りの税務署や、国税局の相談窓口等にご照会ください。

③ 事故・災害への対処

本研究活動において事故・災害が生じた場合は、各自の責任で処理していただきます。安全確保に十分配慮するとともに、万一の被災に備え、適切な保険に加入してください。本学会では、研究従事中の事故・災害等の責任を一切負いかねますのでご了承ください。

なお、傷病、事故・災害等により1ヶ月以上、特別研究員として研究に従事できない場合は、直ちに本学会へ申し出てください。

Ⅰ_5. 特別研究員の義務

特別研究員は研究専念義務及び成果報告の義務を有します。

- 1) 研究専念義務

特別研究員は、対象期間中、原則として平日週3日以上研究に専念しなければなりません。このことは「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありませんが、「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、対象期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。

なお、本義務は、出産・育児・留学・傷病等による支援中断の扱いを受ける場合を除きます。

また、研究課題、研究計画の変更は原則としてできません。ただし、研究計画については、研究の進展状況による変更の必要があれば、必ずしもこの限りではありません。

なお、研究の進展状況により研究計画を変更する場合は、直ちに本学会へ申し出てください。

2) 研究成果報告の義務

対象期間終了後は、原則として直近に開催される日本糖尿病学会年次学術集会で発表するとともに、文書で報告しなければなりません。

上記に加え、特別研究員は、本学会と所属機関もしくは特別研究員との間で締結する文書にて定められる義務を遵守します。

1-6. 所属機関の義務

特別研究員の所属する大学・研究機関（以下、「所属機関」という）、および、所属する講座または部門（以下、「所属講座等」という）の長は、「Advanced Postdoctoral Fellowships of the Japan Diabetes Society（日本糖尿病学会 特別研究員）遵守事項および諸手続きの手引」に定められた事項を順守するよう指導・監督し、所属機関の就業規則に則り、適切に労務管理をしなければなりません。

1-7. 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為（※）は、科学を冒涇し、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであって、本来あってはならないものです。また、学会費の効果的活用の意味でも研究の公正性の確保がより一層求められています。

以上のことから、特別研究員は、研究上の不正行為を行ってはなりません。研究活動を行うにあたっては、研究倫理教育教材の履修等を行った上で、所属機関や本学会規程等に、十分留意してください。

（※）「平成26年8月26日 文部科学大臣決定『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』」参照。

I-8. 研究奨励金の使途

研究奨励金の使途については特に定めません。研究費として使用する場合には所属機関の研究費使用規程等に準じてください。

I-9. 資格の喪失による支援期間の終了

I-2 遵守事項 (1) ～ (9) のいずれかに違反、又は次に掲げる①～⑧のいずれかに該当すると判断した場合には、特別研究員の資格を喪失し支援を終了するとともに資格喪失以後に支給した研究奨励金があれば返還を求めることがあります。

- ① 給与を受ける正職員となった場合（海外留学時も含む）
- ② 出産・育児・留学・傷病等による支援中断の扱いを受ける場合を除き、研究を継続できないことが明らかとなるとき
- ③ 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないとき
- ④ 本支援以外の資金援助または報酬について、本学会が受給を認める範囲に違反したとき
- ⑤ 本支援中の海外渡航について、渡航期間が3か月を超えたとき
- ⑥ 採択後の諸手続に係る書類について、本学会が定める期限内に提出されなかったとき、又は虚偽が発見されたとき
- ⑦ 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- ⑧ その他、本学会の名誉または信用を毀損するような行為をするなど特別研究員としてふさわしくない行為をしたとき

II 研究奨励金の交付

II-1. 研究奨励金

1) 研究奨励金額

年間 600 万円・2 年間（総額 1200 万円）

なお、交付パターン A の場合、所属機関が、法令に基づき、所得税、住民税、社会保険料等を控除することを妨げません。

また、交付パターン B の場合、上記の研究奨励金額は消費税込みです。

2) 研究奨励金の使途については特に定めません。研究費として使用する場合には所属機関の研究費使用規程等に準じます。

3) 研究奨励金の交付方法

研究奨励金は、採択時に決定した交付パターンに応じて支払います。

<交付パターン A>

所属機関と本学会の間で締結する文書の定めに従って、本学会から所属機関へ前項の金額を交付（※）し、所属機関は受領した金員を特別研究員に対して給与・賞与として支払います。所属機関が、法令に基づき、所得税、住民税、社会保険料等を控除したうえで特別研究員に支払うことは妨げません。

特別研究員への支払い時期および方法については、所属機関へご照会ください。

（※）本奨励金は、学会員からの会費を原資としており、全額を支援に充てる方針のため、間接経費（オーバーヘッド）に関しては、原則として免除していただきますようご了承をお願いいたします。

<交付パターン B>

本学会より特別研究員へ発行する文書の定めに従って、本学会から特別研究員に対し、業務委託費として支払います。支払時期および方法については、原則、四半期毎の銀行振込とし、振込手数料は本学会の負担とします。

税務処理については特別研究員の責任において、適切に対応してください。

4) その他

出産・育児・留学・傷病等による支援中断の扱いを受ける場合、中断期間は研究奨励金の支払いはありません。

なお、研究奨励金の交付時期と支援中断時期の兼ね合いにより、研究奨励金の返還を求められることがあります。

Ⅲ 採択後の諸手続

Ⅲ-1. 本学会との契約手続きについて

特別研究員および所属機関は、交付パターンに応じて、採択後すみやかに本学会との契約手続きを行います。

<交付パターン A>

所属機関と本学会との間で「一般社団法人日本糖尿病学会特別研究員制度に関する協定書」を締結します。

<交付パターン B>

本学会より特別研究員へ「一般社団法人日本糖尿病学会特別研究員委嘱通知書」を発行し、特別研究員は「承諾書」を当学会へ返送します。

上記のほか、所属機関および特別研究員の都合により必要な文書を含めます。

Ⅲ-2. 研究奨励金の振込に関する書類の提出について

特別研究員は、前項の契約手続き後、本学会事務局からの案内に基づき、所定の書類を本学会へ提出します。

また、所属機関の規程に従って、振込に必要な書類等を提出してください。

Ⅲ-3. 各種変更手続きについて

特別研究員は、下記の①～⑦について変更が生じた場合、直ちに本学会へ申し出のうえ、本学会事務局の案内に従って変更申請等の書類を提出してください。

なお、変更の理由および変更内容について本学会がふさわしくないと判断した場合、変更を認めないことがあります。

- ① 振込先金融機関・口座の変更
- ② 氏名の変更
- ③ 連絡先の変更
- ④ 所属機関、および所属講座等の変更（※1）
- ⑤ 支援期間の変更（出産・育児・留学・傷病等）（※2）
- ⑥ 交付パターンの変更
- ⑦ 所属講座等の長の交代（※1）

（※1）変更・交代後の所属講座等の長による、義務の遵守を誓約する署名を記入した推薦書が必要です。

（※2）支援の中断およびそれに伴う延長については、特別研究員と本学会との協議によって定めるものとします。また、留学の場合、中断を認める期間は3か月以内とし、留学

先や財団などから給与・奨学金が出る場合には中断ではなく、本支援の中止となります。

III_4. 支援期間中の海外留学について

特別研究員の海外留学に際し、本学会は留学先機関に対し受入手続き等に関する連絡等を行うことは一切致しません。本学会へ「留学先機関へ、日本糖尿病学会から直接（受入等に関する）連絡をしてほしい。」等のような依頼をしないようご注意ください。

III_5. 中途辞退について

特別研究員は、下記の①②に該当する場合、すみやかに本学会へ連絡のうえ支援を辞退してください。

- ① 特別研究員として研究が遂行できない場合
- ② 日本学術振興会の特別研究員等の他の支援を同時に受給することとなった場合

III_6. 報酬の受給について

特別研究員は、生活費を得る目的で、アルバイト、非常勤職員などで、稼働することができます。ただし、この場合、以下の①②を満たすようにしてください。

- ①特別研究員の研究課題の遂行に支障が生じないこと
- ②適切な労務管理に服し、健康の維持・増進に努めること

III_7. 年次学術集会での研究成果報告および研究成果報告書の提出について

特別研究員は、研究終了後、直近に開催される日本糖尿病学会年次学術集会にて本研究奨励金による研究成果報告を行います。当該年度における発表が困難である場合には、速やかに本学会事務局へその旨を申告してください。

また、特別研究員は、研究終了後、本学会事務局からの案内に従って上記研究成果報告会とは別に「研究成果報告書」を書面にて提出してください。研究成果報告書は中間報告と研究終了後報告の二度あります。以下のスケジュール例を参考にしてください。

例) 特別研究員スケジュール：2026 年度応募・採択の場合

(研究期間・研究成果報告書提出時期は目安です)

	1 年目	2 年目
研究期間	2027 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日	2028 年 4 月 1 日～ 2029 年 3 月 31 日
奨励金額	¥6,000,000-	¥6,000,000-
研究成果報告書 (書面)	次年度継続申請・中間報告 (2028 年 2 月末提出)	研究成果報告書 (2029 年 5 月末提出)
研究成果報告会 (学会発表)	第 72 回日本糖尿病学会年次学術集会 (2029 年春開催)	

IV その他

IV_1. 手引きの改正について

必要に応じてこれまでの取扱いを変更し、「Advanced Postdoctoral Fellowships of the Japan Diabetes Society（日本糖尿病学会 特別研究員）遵守事項および諸手続きの手引」が改正される場合がありますので、本学会ホームページに掲載されている最新のものを随時確認してください。

IV_2. 各種様式について

本事業における手続きに必要な各種様式は、本学会事務局へご連絡のうえ取り寄せてください。

IV_3. 研究期間終了後の調査への協力義務について

研究成果報告の終了後であっても、特別研究員制度の検討やその他ヒアリングのお願いをすることがありますので、ご協力をお願いいたします。連絡先の変更がございました場合には、MyPage よりなるべく速やかに登録事項変更手続きをしてください。

IV_4. 本事業に関する連絡先

本事業における手続きやご質問・ご報告は、以下のアドレス宛に電子メールでご連絡ください。

〒112-0002 東京都文京区小石川 2 丁目 22-2 和順ビル 2 階
一般社団法人日本糖尿病学会 学術調査研究・教育委員会 事務局
特別研究員事業担当 grant@jds.or.jp

以上